

の規定

ハ 第三条中相続税法第三十三条の二の改正規定、同法第三十四条に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）、同法第五十九条に二項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）、同法第六十条の改正規定、同法第六十条の二を削る改正規定及び同法第七十条の改正規定並びに附則第四十一条第一項及び第二項、第四十二条第二項並びに第四十五条の規定

ニ 第四条中地価税法の目次の改正規定、同法第三十六条及び第三十七条の改正規定、同法第四十一条を削る改正規定並びに同法第四十二条の改正規定（同条第二項に係る部分を除く。）

ホ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第五十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十五条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分を除く。）、同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条を削る改正規定、同法第六十三条の二を同法第六十三条とする改正規定並びに同法第六十五条第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第四十七条第四項、第五項及び第七項の規定

ヘ 第七条中酒税法の目次の改正規定、同法第五章中第三十条の六の次に一条を加える改正規定、同法

第五十三條を削り、同法第五十三條の二を同法第五十三條とする改正規定及び同法第五十八條第一項第十三号を削る改正規定並びに附則第四十八條第一項の規定

ト 第八條中たばこ税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十二條の次に一條を加える改正規定、同法第二十七條を削る改正規定、同法第六章中第二十八條を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第六号を削り、同條を同法第二十八條とする改正規定及び同法第三十條の改正規定（同條第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八條第二項の規定

チ 第九條中揮発油税法の目次の改正規定、同法第三章中第十三條の次に一條を加える改正規定、同法第十七條第八項の改正規定（「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る部分に限る。）、同法第二十六條を削り、同法第二十六條の二を同法第二十六條とする改正規定及び同法第二十八條第七号を削る改正規定並びに附則第四十八條第三項の規定

リ 第十條中地方揮発油税法第十四條の二の改正規定、同法第十六條を削る改正規定及び同法第十七條の改正規定（同條第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規

定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八条第四項の規定

又 第十一条中石油ガス税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十条の次に一条を加える改正規定、

同法第二十六条を削る改正規定、同法第二十七条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六章中第二

十八条を第二十七条とする改正規定、同法第二十九条第七号を削り、同条を同法第二十八条とする改

正規定及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、

「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八条第五項の規定

ル 第十二条中石油石炭税法の目次の改正規定、同法第四章中第十八条の次に一条を加える改正規定、

同法第二十三条を削る改正規定、同法第六章中第二十四条を第二十三条とする改正規定、同法第二十

五条第六号を削り、同条を同法第二十四条とする改正規定及び同法第二十六条の改正規定（同条第二

項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除

く。）並びに附則第四十八条第六項の規定

ヲ 第十三条中航空機燃料税法の目次の改正規定、同法第十九条を削る改正規定、同法第六章中第二十

条を第十九条とする改正規定、同法第二十一条第三号を削り、同条を同法第二十条とする改正規定及

び同法第二十二條の改正規定並びに附則第四十八條第七項の規定

ワ 第十四條中電源開發促進税法の目次の改正規定、同法第十二條を削る改正規定、同法第五章中第十三條を第十二條とする改正規定、同法第十四條第三號を削り、同條を同法第十三條とする改正規定及び同法第十五條の改正規定並びに附則第四十八條第八項の規定

カ 第十六條中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一條を削り、第五章中第二十二條を第二十一條とする改正規定、同法第二十三條第五號を削り、同條を同法第二十二條とする改正規定及び同法第二十四條を同法第二十三條とし、同法第二十五條を同法第二十四條とする改正規定並びに附則第五十條の規定

コ 第十七條中国税通則法第三條の二の次に一條を加える改正規定（第四條第十一號及び第十二號に係る部分に限る。）、同法第七十四條の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四條の第十二第六項及び第七項並びに第七十四條の十三に係る部分を除く。）及び同法第一百二十六條の次に一條を加える改正規定（第二百二十七條第一號に係る部分を除く。）並びに附則第五十五條第一項、第五十六條及び第五十七條の規定

タ 第十九条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
第七条の改正規定を除く。）及び附則第五十八条第二項から第四項までの規定

レ 第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定（第二十九条の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。）、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十

く。）、同法第九十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに同法第九十条の六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第六十四条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第二項、第七十四条第二項及び第三項、第七十六条、第八十二条第二項、第八十三条、第八十四条、第八十九条第二項から第四項まで、第一百七七条、第一百九条第二項から第四項まで、第三百三十四条、第三百三十六条第二項から第四項まで、第四百四十三条、第四百四十九条並びに第五百十一条の規定

ソ 第二十一条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定（同条に一号を加える部分に限る。）並びに附則第五百二十二條の規定

ツ 第二十二條中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第五条（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七条第四号の改正規定並びに附則第五百十三條第四項から第六項までの規定

ネ 第二十三条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律

第十九条の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並びに附則第一百五十四條の規定

四 第六條中消費税法第三十條の改正規定及び附則第四十七條第三項の規定 平成二十四年四月一日

五 第一條中所得税法第六十一條第十號の改正規定、同法第二百九條の改正規定、同法第二百二十五條

第一項第八號の改正規定及び同法第二百三十一條の二の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三

條第三項及び第十五條の規定 平成二十五年一月一日

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イ 第一條中所得税法第二百二十八條の四の改正規定（同條第一項に係る部分に限る。）及び附則第十

四條第一項の規定

ロ 第三條中相続税法第五十九條第四項の改正規定及び同條に二項を加える改正規定（同條第五項に係る部分に限る。）並びに附則第四十四條の規定

ハ 第二十條中租税特別措置法第九條の八の改正規定、同法第三十七條の十四の改正規定及び同法第四

十二條の二の次に一條を加える改正規定（第四十二條の二の二第一項に係る部分に限る。）並びに附

則第六十五条、第七十七条及び第八十九条第一項の規定

二 第二十二條中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四條の改正規定及び附則第一百五十三條第一項から第三項までの規定

七 第二十条中租税特別措置法第十三條の二第一項の改正規定、同法第四十六條の三第一項の改正規定及び同法第六十八條の三十二第一項の改正規定 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

八 第二十条中租税特別措置法第十四條（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十七條（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同法第六十八條の三十四（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第七十条第十項及び第十一項、第二百二條第十六項及び第十七項並びに第二百二十九條第十六項及び第十七項の規定

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

行の日

九 第二十条中租税特別措置法第二十九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、同法第二十九条の四及び第二十九条の五を削り、同法第二十九条の三を同法第二十九条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十九条の二の次に一条を加える改正規定（第二十九条の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「第二十九条の二第一項本文」の下に「又は第二十九条の三第一項本文」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の三第二項第二号の改正規定、同法第三章第四節の二を同章第四節とし、同章第三節の三の次に二節を加える改正規定（第三節の五に係る部分に限る。）並びに同章第十四節の次に二節を加える改正規定（第十四節の三に係る部分に限る。）並びに附則第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第四項、第百六条並びに第百三十二条の規定 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の施行

の日

十 第二十条中租税特別措置法第三十四条の二第二項の改正規定（同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。）、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「第二十九条の二第一項本文」の下に「又は第二十九条の三第一項本文」を加える部分を除く。）、同法第四十二条の十の次に二条を加える改正規定（第四十二条の十一に係る部分に限る。）、同法第三章第四節の二を同章第四節とし、同章第三節の三の次に二節を加える改正規定（第三節の四に係る部分に限る。）、同法第六十五条の四第一項の改正規定（同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。）、同法第六十八条の十四の次に二条を加える改正規定（第六十八条の十五に係る部分に限る。）、同章第十四節の次に二節を加える改正規定（第十四節の二に係る部分に限る。）及び同法第九十八条の表の改正規定（同表の市町村の項に係る部分に限る。）並びに附則第七十五条第二項、第八十五条、第一百条、第一百五十五条、第一百八条第二項、第二百二十七条、第三百三十一条、第三百三十五条第二項及び第三百五十八条（別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第二号に係る部分に限る。）の規定 総合特別区域法（平成二十三年法律第号）の施行の日

十一 第二十条中租税特別措置法第四十四条の五を同法第四十四条の三とし、同条の次に一条を加える改

正規定及び同法第六十八條の二十六を同法第六十八條の二十五とし、同條の次に一條を加える改正規定並びに附則第一百二條第九項及び第一百二十九條第九項の規定 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

十二 第二十条中租税特別措置法第八十三條の見出しの改正規定、同條第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同條第二項の改正規定

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二條 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一條の規定による改正後の所得税法（以下附則第十五條までにおいて「新所得税法」という。）の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（源泉徴収に係る所得税の納税地に関する経過措置）

第三條 新所得税法第十七條の規定は、同條に規定する源泉徴収をすべき所得税を平成二十四年一月一日以後に納付する場合について適用する。

(給与所得及び退職所得に関する経過措置)

第四条 新所得税法第二十八条及び第三十条の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(給与所得者の特定支出の控除の特例に関する経過措置)

第五条 新所得税法第五十七条の二第一項及び第二項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(扶養控除に関する経過措置)

第六条 新所得税法第八十四条第一項及び第八十五条第三項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(更正又は決定による源泉徴収税額等又は予納税額の還付に関する経過措置)

第七条 新所得税法第一百五十九条及び第一百六十条の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払決定又は充当をするこれらの規定による還付金に係る還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部で、同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

2 平成二十三年十二月三十一日以前に支払決定又は充当をした第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第十六条まで、第五十五条及び第五十七条において「旧所得税法」という。）第百五十九条又は第百六十条の規定による還付金に係る還付加算金については、なお従前の例による。

（国内源泉所得に関する経過措置）

第八条 新所得税法第百六十一条第十号の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払を受けるべき同号に掲げる年金について適用し、同日前に支払を受けるべき旧所得税法第百六十一条第十号に掲げる年金については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第九条 新所得税法第百九十条の規定及び新所得税法別表第二から別表第五までの規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第百九十四条第一項、第百九十五条の二第一項及び第百九十五条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する新所得税法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書、新

所得税法第九十五条の二第二項に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書及び新所得税法第九十五条の三第三項に規定する給与所得者の成年扶養親族に係る申告書について適用する。

(退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第十条 新所得税法第二百一条の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第九十九条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第九十九条に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百三条第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する退職所得の受給に関する申告書について適用する。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)

第十一条 新所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百三条の五第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定す

る公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(源泉徴収を要しない年金に関する経過措置)

第十二条 新所得税法第二百九条の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百七条に規定する年金について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百七条に規定する年金については、なお従前の例による。

(告知及び支払調書に関する経過措置)

第十三条 新所得税法第二百二十四条の五及び第二百二十五条第一項(第十三号に係る部分に限る。)の規定は、新所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で平成二十四年一月一日以後に行われるものについて適用し、旧所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同日前に行われたものについては、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百二十四条の六及び第二百二十五条第一項(第十四号に係る部分に限る。)の規定は、平成二十四年一月一日以後に行われる新所得税法第二百二十四条の六に規定する金地金等の譲渡について適用する。

3 新所得税法第二百二十五条第一項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払うべき同号に規定する国内源泉所得、年金及び償還金について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する国内源泉所得及び償還金については、なお従前の例による。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第十四条 新所得税法第二百二十八条の四第一項及び第三項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十六年一月一日以後に提出すべき同条第一項に規定する調書等について適用する。

2 新所得税法第二百二十八条の四第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第二項に規定する光ディスク等について適用し、同日前に提出した旧所得税法第二百二十八条の四に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

3 平成二十四年一月一日前において旧所得税法第二百二十八条の四の規定に基づき受けた同条に規定する税務署長の承認については、新所得税法第二百二十八条の四第二項の規定に基づき受けた同項に規定する税務署長の承認とみなして、同項の規定を適用する。

（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等に関する経過措置）

第十五条 新所得税法第二百三十一条の二の規定は、平成二十五年一月一日以後において同条第一項に規定する者に該当する者について適用し、同日前に旧所得税法第二百三十一条の二第一項又は第三項に規定する者に該当する者のこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

(所得税に関する調査の当該職員の質問検査等に関する経過措置)

第十六条 平成二十三年十二月三十一日以前に旧所得税法第二百二十四条第一項各号に掲げる者に対して行った質問又は検査(同日後引き続き行われる調査(同日以前に同項第一号又は第二号に掲げる者に対して当該調査に係る同項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。))に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十七条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施

行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(適格現物出資の定義に関する経過措置)

第十八条 新法人税法第二条第十二号の十四の規定は、施行日以後に行われる現物出資について適用し、施行日前に行われた現物出資については、なお従前の例による。

(受取配当等の益金不算入等に関する経過措置)

第十九条 新法人税法第二十三条第七項並びに第二十三条の二第三項及び第四項の規定は、施行日以後に確定申告書等(新法人税法第七十一条第一項の規定による申告書で新法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び新法人税法第七十四条第一項の規定による申告書をいう。以下附則第二十六条までにおいて同じ。)の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(資産の評価損の損金不算入等に関する経過措置)

第二十条 新法人税法第三十三条第五項の規定は、法人が施行日以後に行う同条第二項及び第三項に規定す

る評価換え並びに施行日以後に生ずる同条第四項に規定する事実について適用する。

(寄附金の損金不算入に関する経過措置)

第二十一条 新法人税法第三十七条第九項及び第十項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(貸倒引当金に関する経過措置)

第二十二条 法人の施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（次項及び第三項において「経過措置事業年度」という。）の所得の金額の計算については、第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第五十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、施行日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の三に相当する金額」と、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の二に相当する金額」と、同年四月一日から

平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の一に相当する金額」とする。

2 法人が経過措置事業年度において新法人税法第五十二条第一項に規定する個別評価金銭債権につき同項又は同条第五項の規定の適用を受ける場合の当該個別評価金銭債権については、その適用を受ける経過措置事業年度においては、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第一項及び第五項の規定は、適用しない。

3 法人が新法人税法第五十二条第二項又は第六項の規定の適用を受ける経過措置事業年度においては、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第二項及び第六項の規定は、適用しない。

4 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第一項又は第二項の規定により法人の平成二十六年四月一日以後最初に開始する事業年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額は、当該最初に開始する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第八項に規定する合併法人等の平成二十六年四月一日以後に開始する事業年度において当該合併法人等が同項の規定により引継ぎを受けた貸倒引当金勘定の金額又は同条第五項に規定する期中個別貸倒引当金勘定の金額若しくは同条第六項に規定する期中一括貸倒引当金勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の場合において、第二十条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第五十五条第二十六項及び第五十八条第十四項の規定の適用については、これらの規定中「法人税法」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第二十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法」とする。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）

第二十三条 新法人税法第五十七条（第一項ただし書、第五項及び第十一項を除く。）及び第五十八条（第一項ただし書、第三項及び第六項を除く。）の規定は、法人の平成二十年四月一日以後に終了した事業年

度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に終了した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2 施行日前に次の各号に掲げる事実が生じた法人の施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）から当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度までの各事業年度の所得に係る新法人税法第五十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

一 更生手続開始の決定があつたこと（改正事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。） 当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日（改正事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日）

イ 当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ 当該更生手続開始の決定に係る更生手続廃止の決定の確定

ハ 当該更生手続開始の決定に係る更生計画不認可の決定の確定

二 再生手続開始の決定があつたこと（改正事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。） 当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日（改正事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日）

イ 当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ 当該再生手続開始の決定に係る再生手続廃止の決定の確定

ハ 当該再生手続開始の決定に係る再生計画不認可の決定の確定

二 当該再生手続開始の決定に係る再生計画取消しの決定の確定

三 前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実 当該事実が生じた日以後七年を経過する日

3 前項の規定は、確定申告書等（期限後申告書を含む。次項において同じ。）、修正申告書又は更正請求書に施行日前に前項各号に掲げる事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の書類の添付がない確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入に関する経過措置)

第二十四条 新法人税法第五十九条第四項及び第五項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(協同組合等の事業分量配当等の損金算入に関する経過措置)

第二十五条 旧法人税法第六十条の二第一項の協同組合等の旧法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が施行日前に到来した法人税については、なお従前の例による。

(所得税額の控除等に関する経過措置)

第二十六条 新法人税法第六十八条第三項及び第六十九条第十項から第十二項までの規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来し